

ご意見・ご提案		受付年月日	令和5年6月6日
件名	野焼きについて		
内容	野焼きが喉を痛める等、健康被害が出るレベルで酷いです。取り締まっていただくことは可能ですか。		
回答		回答年月日	令和5年6月23日
担当部課	生活環境部 環境課		
内容	<p>廃棄物を野外で焼却することは、法律で原則禁止されています。ただし、例外として認められている行為に、農業・漁業・林業を営むために必要な廃棄物の焼却や、日常生活を営む上で行われている軽微なたき火等があります。しかし、例外であっても環境保全上問題となる場合は指導の対象となります。</p> <p>市では野焼きの通報があれば現地確認を行い、家庭ごみ等を焼却している場合は直ちに止めるよう指導するほか、例外的に認められている焼却行為についても、対象者に時間帯や風向き等を考慮して行うようお願いしています。</p>		